

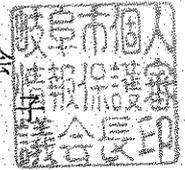
答 申 第 2 5 4 号

平成31年3月29日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会

会長 池 田 紀



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、平成31年3月20日付け岐阜市都計第149号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

近年、少子高齢化の進展に伴う人口減少や人口構造の変化による都市活力の衰退、社会基盤の老朽化による財政面や安全面の問題など、都市機能に関し、様々な問題が生じている。

岐阜市では、これらの課題に対応するべく、将来の高齢化や人口減少に対応した集約型のコンパクトなまちづくりを推進しているところ、この取組を効果的かつ効率的に進めるため、市及び周辺都市の都市機能の現況及び経年変化を的確に把握・分析するための都市基礎情報活用支援システム（以下「本システム」という。）を平成26年度から運用している。

本システムの運用に当たっては、市民生活部市民課が保有する住民記録システム及び福祉部介護保険課が保有する介護支援システムの情報を利用目的以外の目的のために利用しており、当該利用については、その利用期限を平成31年3月31日として平成26年度の当審議会で諮問し、適当である旨の答申を既に得ている。

このたび、本システムを平成31年4月1日以後もデータベースを更新して活用し続けるため、条例第10条第2項第5号の規定により、当該利用につき当審議会上に諮問されたものである。

2 意見

適当なものと認める。

